平成２２年（フ）第２０６０号
京都市左京区岩倉村松町60番地　グランペール203号
債務者　虎走　和男
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１９号
京都市西京区大枝西新林町４丁目５番地　１棟205号、前住所京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地　13棟308号
債務者　大西　鶴美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４２号
京都市右京区西京極中町３番地１　ユナイトハイツ306
債務者　中山　雅昭
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８５号
京都市伏見区深草平田町25番地７
債務者　古木　敏明
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９１号
京都市中京区壬生相合町32番地　マンション大宮306
債務者　吉井友季子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０２号
京都市山科区四ノ宮神田町29番地　近建イレブン305号
債務者　柳谷　征彦
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２６号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地12―403
債務者　湯川圭一郎
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９４号
盛岡市南仙北３丁目13番67号
債務者　大下　正一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７７６号
盛岡市清水町６番35―404号
債務者　内海　知里
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７７７号
岩手県九戸郡軽米町大字軽米第７地割16番地３
債務者　瀧澤　克至
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７７８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口71番地25
債務者　宮野　テツ
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７８３号
岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割10番地４、旧住所岩手県九戸郡軽米町大字軽米第13地割110番地６
債務者　中村　靖子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４号
盛岡市上田１丁目５番23―202号
債務者　小野喜代司
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１３２号
山形県鶴岡市若葉町20番20号
債務者　五十嵐千榮子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３０２号
福島県いわき市仁井田町中ノ目61番地の２スカイパレスⅡ203、前住所福島県いわき市南台２丁目20番地の５
債務者　紺野　伸江（旧姓油座）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第８４７号
神奈川県平塚市桃浜町９番９号　明星ハイツ102号、破産手続申立時の住所神奈川県平塚市桃浜町17番23号　パストラルコート203号
債務者　須田　浩之
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８５０号
神奈川県伊勢原市高森３丁目19番19号
債務者　田代　紀彦
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部